

# 兵庫県公報

令和7年12月1日 月曜日 第6号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目 次

### 公安委員会規則

○ 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則 ..... 1

### 警察本部告示

○ 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める規程の一部を改正する告示 ..... 1

### 公布された法令のあらまし

◎保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第12号）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により被保険者証が廃止されたこと等に伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

### 公安委員会規則

保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月1日

兵庫県公安委員会  
委員長 津田 隆雄

#### 兵庫県公安委員会規則第12号

##### 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則

保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める規則（令和5年兵庫県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第11号及び様式第17号中「□健康保険被保険者証」及び「又は住民基本台帳カード（住所が記載されているもの）」を削る。

##### 附 則

この規則は、令和7年12月2日から施行する。

### 県警本部告示

#### 兵庫県警察本部告示第367号

保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年12月1日

兵庫県警察本部長 小西 康弘

##### 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める規程の一部を改正する告示

保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める規程（令和5年兵庫県警察本部告示第107号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第11号及び様式第17号中「□健康保険被保険者証」及び「又は住民基本台帳カード（住所が記載されているもの）」を削る。

附 則

この告示は、令和7年12月2日から施行する。